関市農業委員会総会議事録

場所:関市役所 大会議室

○議事日程

平成27年9月2日(水曜日)午前10時00分 開議

- (1)議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員(31名)

1番	早川	英雄	君	2番	早川	誠一	君	3番	佐藤	久雄	君
4番	早川	清治	君	6番	佐藤	善一	君	7番	清水	宗夫	君
8番	兼村	正美	君	10番	後藤	利彦	君	11番	大澤	慶一	君
12番	八木	豊明	君	13番	杉山	德成	君	14番	村井	由和	君
15番	山田	晴重	君	16番	亀山	浩	君	18番	篠田	恭道	君
19番	横井	文雄	君	20番	中島	利彦	君	21番	増井	賢一	君
22番	加藤西	汝比古	君	23番	土屋	尊史	君	25番	野村	茂	君
26番	長屋	芳成	君	27番	日置	香	君	28番	藤川	勝	君
29番	相宮	千秋	君	31番	岡田	忠敏	君	32番	伊佐地	也鐡夫	君
33番	川村	信子	君	34番	漆畑	和子	君	35番	岩田	幸子	君
36番	鷲見	勇	君								

○欠席委員(4名)

9番 石木 治男 君 17番 安田 孝義 君 24番 神山 博和 君 30番 永井 博光 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘	君	農業委員会事務局長	玉田	和久	君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広	君	農業委員会事務局主任主査	加藤	京子	君
洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎	君	板取事務所 主任主査	長屋	守世	君
武芸川事務所 主査	松井 信弘	君	武儀事務所 主査	猿渡	香織	君
上之保事務所 主査	加藤光太郎	君				

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐(長尾成広君) それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

(市民憲章を唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長(佐藤善一君)

本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席していただきありがとうございます。

これから本格的に稲刈りのシーズンに入っていきますが、最近は雨も多く天候が心配されると ころです。

明日も県の農業委員大会がありますので、お忙しいと思いますが、ご出席していただきますよ うよろしくお願いします。

- ○課長補佐(長尾成広君)それでは、農業委員会事務局長にあいさつをお願いします。
- ○経済部長(坂井一弘君)

日頃は皆様方には大変お世話になっております。

各々の農作業も忙しいと思われますが、農業委員会にご出席いただきありがとうございます。 新年度予算の要求の時期に入ってまいりますが、色々な角度から農業振興について考えていって いただき、もし、こんなことをやってみたらどうだとかご提案がありましたら、事務局までご連 絡ください。よろしくお願いします。

○議長(佐藤善一君) それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、9番 石木治男委員、17番 安田委員、24番 神山博和委員、30番 永井博光委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

27番 日置 香委員、31番 岡田忠敏委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。 ○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転は申請地が、志津野地内、富野保育園の西北西390mほどに位置する田、754m²です。

譲受人は、申請地の南隣の田を所有しており、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、申請地を南隣の土地所有者である譲受人に譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北東120mほどに位置する農振農用地である田、614m及び田3筆、972mです。

譲受人は、譲渡人である故人である叔母より特定遺贈により、申請地4筆の3分の1の持分を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、故人である譲受人の叔母であり、遺言により譲受人に譲り渡されるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

なお、遺贈とは、遺言による贈与のことであり、特定遺贈とは、財産(農地等)を具体的に特定して遺贈する方法であり、特定遺贈をする場合には、通常の贈与や売買と同様、農地法3条の許可が必要になります。また遺贈には、包括遺贈というのもありますが、この包括遺贈とは、遺贈する財産を特定せず、遺産の全部又は一部を文字どおり包括的に遺贈することをいい、相続と同様届出が必要となります。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北東120mほどに位置する農振農用地である田6 14㎡及び田3筆、972㎡です。

譲受人は、2番の案件の譲受人と同一人であり、譲渡人である故人である叔母より特定遺贈により、申請地4筆の3分の1の持分を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、故人である譲受人の叔母であり、遺言により譲受人に譲り渡されるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

なお、2番と3番について詳しく説明しますと、この対象の4筆については、譲受人の安田市男さんは、平成12年に父親から3分の1の持分を相続しており、当初は、市男さんの父と、2番の譲渡人である亡安田あさ子さんと3番の譲渡人である亡片桐まさゑさんがそもそも兄弟で昭和33年に3分の1ずつ相続しており、今回父親以外の故人である叔母さん2人より遺言の特定遺贈により、市男さんへ譲り渡すというものです。

4番の案件は位置図が4ページになります。

使用貸借の設定で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西北西930mほどに位置する農振農用地である田2筆、1500㎡及び田2筆、1725㎡です。

使用借人は、2番と3番の譲受人と同一人であり、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、武芸川浄化センターの北東280mほどなどに位置する農振 農用地である田、1650㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、体調不良により農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、側島地内、保戸島公民センターの南南西 3 0 0 mほどに位置する畑、 4 7 9 $\rm m^2$ です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し 出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上所有権移転に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの1件、以上6件についてご審

議願います。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。 1番については異議ありません。
- ○10番(後藤利彦君) 2番、3番、4番について異議ありません。
- ○14番(村井由和君) 5番について異議ありません。
- ○18番(篠田泰道君) 6番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。原案のとおり許可することに異議のない 方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

ありがとうございました。

議案第1号の6件につきまして原案のとおり許可することといたします。

(清水委員 入室)

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、 意見を求めます。

議案は6ページになります。

1番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、東新町7丁目地内、長良川鉄道関富岡駅北西420mほどに位置する田、1292㎡のうち429.19㎡及び畑22㎡です。

申請人は、市外に居住しており、農業経営が困難になってきたため、農地転用してある一体利用地とともに賃貸住宅を建築したいというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で一部雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

事業計画変更の1番と同時許可案件になります。

2番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、下有知地内、中部電力下有知変電所の南東340mほどに位置する田、15.44m²です。

申請人は、申請地の南側に接する市道を自費工事により拡幅し、5条7番の案件にある一般個人住宅の建築に必要な接道要件を満たすため、進入路になる市道の拡幅工事をしたいというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

4条3番、5条8番と同時許可案件になります。

3番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、下有知地内、中部電力下有知変電所の南東320mほどに位置する田、17.93m²です。

申請人は、申請地の南側に接する市道を自費工事により拡幅し、5条7番の案件にある娘婿の一

般個人住宅の建築に必要な接道要件を満たすため、進入路になる市道の拡幅工事をしたいというも のです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

4条2番、5条8番と同時許可案件になります。

なお、2番、3番の転用後の自費工事の構造物や土地については、市へ寄付することになります。 4番の案件は位置図が 10ページになります。

申請地は、小瀬地内、小瀬南公民センターの東430mほどに位置する田、500㎡です。

申請人は、申請地に共同住宅を建築、整備したいというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、山田地内、山田公民センターの東南東480mほどに位置する田、775㎡です。

申請人は、現在住んでいる住宅の住環境が悪くなってきたため、申請地に一般個人住宅を建築したいというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないと考えられるため第2種農地と判断します。 以上5件について、ご審議をお願いします。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。
- ○11番(大澤慶一君) 2番、3番について異議ありません。
- ○13番(杉山徳成君) 4番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 5番について担当委員より異議なしと伺っております。それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜 県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の1件を岐阜県知事に進達することといたします。

○事務局課長補佐(長尾成広君)次に議案第3号農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は7ページからになります。

1番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は平賀町7丁目地内、富岡小学校の北西280mほどに位置する畑、231 m²です。

譲受人は、現在居住する住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は西田原地内、雇用促進住宅田原宿舎の南東270mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地2筆、667.8㎡です。

譲受人は、申請地の道路の北迎えにて金属部品加工業を営んでおり、事業拡張のため、申請地を 譲り受け、申請地に従業員用及び来客用駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の 申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

3番の案件は位置図が14ページになります。

使用貸借権の設定は申請地が小迫間地内、桜ヶ丘中学校の南西130mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、294㎡です。

使用借人は、申請地とその北側の宅地を借り受け、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、孫である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

4番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は志津野地内、富野保育園の西北西360mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地111㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、養殖池を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

8月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないと考えられるため第2種農地と判断します。 5番の案件は位置図が16~ージになります。

所有権移転で申請地は明生町3丁目地内、桜ヶ丘小学校の北東80mほどに位置する登記地目が 畑、現況地目が宅地561㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、分譲住宅地として整備したいというもの。 譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、日ノ出町2丁目地内、長良川鉄道刃物会館前駅の北西110mほどに位置する畑、264㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、申請地東側にある自己所有の倉庫及び資材置場への進入路として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、西本郷通6丁目地内、中濃厚生病院の南東300mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、193㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、子どもが大きくなり手狭になってきたため、申請地を 譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すと いうものです。

8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件で位置図は20ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、中部電力下有知変電所の南東310mほどに位置する田、370㎡です。

使用借人は、申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借 人である娘婿の申し出に応じ貸し付けるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

4条2番、4条3番と同時許可案件になります。

9番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬長池町地内、小瀬南公民センターの東420mほどに位置する畑2 筆、242㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、分譲住宅地として整備したいというもの。 譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が21ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、山田地内、山田公民センターの南東270mほどに位置する田7筆、2657㎡です。

賃借人は、中部地方を中心にコンビニエンスストアの経営等を業としている法人であり、申請地を借り受け、コンビニエンスストアを建築整備したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため農業規模を縮小し、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。

11番の案件は位置図が22ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、上白金地内、西部ふれあいセンターの北西200mほどに位置する田2筆、1404㎡です。

賃借人は医療法人を営んでおり、申請地の道路北向かいに診療所を経営しているが、駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、駐車場を整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

12番の案件は位置図が23ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、側島地内、保明集会場の南西380mほどに位置する農振農用地である田2筆、2875㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から12ヶ月としています。

- 13番の案件と同時許可案件となります。
- 13番の案件は位置図が24ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、側島地内、保明集会場の南西410mほどに位置する農振農用地である田、1206㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、12番の案件にあった砂利採取の際の 表土置場として使用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から12ヶ月としています。

12番の案件と同時許可案件となります。

なお篠田農業委員さんが利害関係人になりますので、12番13番の採決の際には退席いただきますのでよろしくお願いいたします。

14番の案件は位置図が25ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、側島地内、保戸島公民センターの北北東380mほどに位置する農振農用地である田、1651㎡、及び田、924㎡です。

賃借人は、12番13番の賃借人と同一法人であり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から12ヶ月としています。

15番の案件で位置図は26ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀下之保地内、武儀西小学校の北西1510mほどに位置する田、548㎡、畑3筆、379㎡です。

譲受人は、申請地の北近隣にて鉄骨加工業を営んでおり、資材置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け資材置場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保地内、上之保事務所の南西180mほどに位置する登記地目が畑、 現況地目が宅地2筆、36㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し 出に応じ譲り渡すというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、宅地で始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上所有権移転に関するもの9件、賃貸借の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関する もの2件、計16件についてご審議願います。

〇 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。 なお、12番、13番につきまして18番に篠田委員が利害関係者になっています。最初に審議いたしますので、ご退席願います。

(18番 篠田泰道委員 退室)

まずはじめに12番、13番について担当委員の意見をお聞きします。

本日担当委員が欠席しておりますが12番、13番について異議なしと伺っております。

それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。12番、13番について、原案のとおり 岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

12番、13番の2件については原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。 それでは18番篠田委員に入室していただきます。

(18番 篠田泰道委員 入室)

続きまして、残りの議案について担当委員の意見をお聞きします。

- 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。
- 3番(佐藤久雄君) 2番について異議ありません。
- 4番(早川清治君) 3番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 4番について異議ありません。
- 7番(清水宗夫君) 5番について異議ありません。
- 8番(兼村正美君) 6番、7番について異議ありません。
- ○11番(大澤慶一君) 8番について異議ありません。
- ○13番(杉山徳成君) 9番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 10番、11番について担当委員より異議なしと伺っております。
- ○18番(篠田泰道君) 14番について異議ありません。
- ○21番(増井賢一君) 15番について異議ありません。
- ○23番(土屋尊史君) 16番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の16件について、原案のと おり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの2件の、計16件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。 〇事務局課長補佐(長尾成広君) 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。 議案は14ページになります。

1番の案件は位置図が28ページになります。

所有権の変更で申請地は、東新町7丁目地内、長良川鉄道関富岡駅北西420mほどに位置する田、1292㎡のうち964.17㎡及び畑22㎡です。

当初事業計画は、申請地を、平成21年3月25日4条許可により申請地及び南隣の土地にて賃貸住宅敷地として利用する予定であったが、建物の配置等に支障があり計画を中止していたというもの。変更後の事業計画は、当初の計画では、北側の市道に接する面積が少なかったため、区画を変更し、北側の道路に全面的に接する計画に変更し、賃貸住宅を整備したいというものです。

8月13日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4条の1番と同時許可案件になります。

- 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番(早川英雄君) 1番について異議ありません。
- 議長(佐藤善一君) 質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜 県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の1件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農地の買受適格証明に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は15ページになります。

1番の案件は位置図が、29ページになります。

申請地は、小野地内、小野構造改善センターの北西470mほどに位置する農振農用地である田3筆、1693m²です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成27年9月1日から9月8日までです。

8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

2番の案件は位置図が、30ページになります。

申請地は、小野地内、小野構造改善センターの北西480mほどに位置する農振農用地である田3筆、1693㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業用倉庫及び駐車場として利用したいというものです。

競売の入札期間は、平成27年9月1日から9月8日までです。

8月13日に現地確認をしたところ、宅地でした。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑の ある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第5号の2件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号農業経営基盤強化法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は16ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて新規6筆5件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が2筆、3856㎡、畑が4筆、4989㎡です。

地区は、東田原、保明地区です。

設定を受ける方は、わかば農園㈱等です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を 求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 報告第1号は農地法第18条第6項の規定による届出で、賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は17ページになります。

番号1の案件は賃借人が足立榮美さんです。

広見地内の田1筆、813㎡です。

合意解約日は、平成27年8月1日です。

- 議長(佐藤善一君) 以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について 事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君) 次回の総会は10月5日午前10時から武芸川事務所の予定です。

また、9月の主な行事予定は、9月14日が転用申請等受付締切日で、9月15日、16日が転

用申請等現地確認日で9月28日が農業会議答申日です。

○議長(佐藤善一君) これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。 午後11時00分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長	関市西神野1665番地	
27番	関市板取3752番地	
31番	関市戸田207番地	